

あたたかいご厚意 ありがとうございます

次の方々より、寄付がありました。
紙上をかりて厚くお礼申し上げます。
(敬称略)

長万部町社会福祉協議会へ

- ・石井 文夫（札幌市） 100,000円
〈香典返しに替えて〉
- ・辻村 慶樹（高砂町） 30,000円
〈香典返しに替えて〉

復興は道半ばです。みなさまのご支援をお願いします！

東日本大震災義援金

受付期間：平成27年3月31日まで

窓口および募金箱
3月20日現在の義援金額
3,551,566円

◎受付窓口

生活環境課 ☎2-2454
(日本赤十字社長万部町区分)
※税制上の優遇措置等を希望される場合は、窓口
でお申し出ください。

子育て世帯臨時特例給付金の手続きについて

4月からの消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するため、臨時的な措置として「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されますので、手続き等をお知らせいたします。

【支給対象者】

- ①平成26年1月1日時点で、長万部町に住民登録をしている方
 - ②平成26年1月分の児童手当の受給者の方
 - ③平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方
 - ④臨時福祉給付金の対象者でない方
 - ⑤生活保護制度内で対応される被保護者等でない方
- 上記の①～⑤のすべてに該当する方は支給対象者となります。支給対象者には、対象児童1人につき1万円が支給されます。

子育て世帯臨時特例給付金の申請書等は、6月中に送付いたします。

※公務員の方は、所属庁より申請書等が配布されます。詳しくは、所属庁へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

町民健康課町民窓口グループ (☎2-2453)

臨時福祉給付金の手続きについて

4月からの消費税率引き上げに伴い、町民税非課税者に対し臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」が支給されますので、手続き等をお知らせいたします。

臨時福祉給付金支給対象者の判断のしかた

次からの質問に順に答えてください。⑤まで到達した方が対象者です。

- ① 平成26年1月1日時点で、長万部町に住民登録をしている。

↓ 登録している

- ② 平成26年1月1日時点で、生活保護制度の被保護者に該当しない。

↓ 該当しない

- ③ 平成26年度 町民税が課税されない。

↓ 課税されない

- ④ 平成26年度(市)町民税が課税される者の扶養親族に該当しない。

この場合、扶養する者が町内・町外を問わずに判断します。

↓ 該当しない

- ⑤ 下記の加算措置対象者に該当する。

↓ 該当しない

↓ 該当する

1万円支給

1万5千円支給

●加算措置対象者となる方

- ・老齢基礎年金受給者、障害基礎年金受給者、遺族基礎年金受給者
- ・児童扶養手当の受給者
- ・特別児童扶養手当の受給者
- ・特別障害者手当の受給者
- ・障害児福祉手当の受給者
- ・福祉手当(経過措置)の受給者 など

※年金・手当を複数受給している場合であっても、加算額は1人につき5,000円です。

支給対象者は申告等の手続きを行ってください。

●手続きのしかた

- 1 町民税の申告(平成25年分の収入)を行ったかを確認する。
未申告の方は、役場税務課で申告を行ってください。
- 2 町民税課税状況等調査同意書を提出する。

同意書を提出された対象者には6月に申請書を送付します。

申請書の受付については6月号広報に掲載します。

【お問い合わせ先】町民健康課町民窓口グループ (☎2-2453)